

議案第 100 号

伊賀市自治基本条例推進会議条例の制定について

伊賀市自治基本条例推進会議条例を次のとおり制定しようとする。

平成 24 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

伊賀市自治基本条例推進会議条例

(設置)

第 1 条 伊賀市自治基本条例（平成 16 年伊賀市条例第 293 号。以下「自治基本条例」という。）の周知等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊賀市自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 自治基本条例の周知に関すること。
- (2) 自治基本条例の運用に関すること。
- (3) 自治基本条例の施行による自治の推進の検証に関すること。
- (4) 自治基本条例の見直しに関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、自治基本条例に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 14 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第2号に掲げるところによりその職をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第7条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員のうち、その半数の者で市長が指定する者の

任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、1年とする。